

④2808 緯度30° ④2911 緯度30° あらま(二)おもてえろ70°
倭国は4世紀に続く5世紀は謎の世紀
緯度30° ④2808 3176 3223 3249 末
緯度30° ④2911 3176 3223 3249 末

3,013^P

第五十三章 隠された二朝時代の概要

第一期二朝時代・第二期二朝

時代の経緯のあらまし

継体紀末尾の不可解な記事を

中心に据えて

雄略朝末(五世紀末)から崇峻朝末(六世

紀末)に至る時期は、これ以前に

もまゝて複雑きわまりない紆余曲折の時代だ

といえそうである

それは、記紀に述べられている記事の詳細

を見ると、臆うげなから、趣と取れること

をあらわす。

記紀は、雄略天皇条以降において、もなお、

時代の推移の要所に来ると、歯に物が挟まっ

ているような曖昧模糊とした表現しかない

あるいは、

「真実の歴史を」文中に忍ばせておきたい

という執筆者達の熱い思いがあつたからこそ

そのようなまどろこしい言い表わし方をして

いるのかも知れない。*ともあ

れ、痒い所に手が届かないような記述に終始

ミ

後世 前頁499行
日本史辞典 283

③3245

紀下46 大歳天皇

③3016-3/2 16行へ移した 3,015

平均

歳次甲寅に崩りまぬといふ。而るを此に二

十五年歳次辛亥に崩りましぬと云へるは、

百済本記を取りて文を爲れるなり。其の文に

云へらく、太歳辛亥の三月に、軍進みて安羅

に至りて、乞毛城を營る。是の月に、高麗、

其の王安を弒す。又聞く、日本の天皇及び太

子・皇子、俱に崩薨りましぬといへり。此に

由りて言へば、辛亥の歳は、五三二

後に勅効へむ者、知らむとある。

なお、日百済本記は、残存しない史書で

ある、という。〔日本史辞典〕東京創元社

〔百済〕参照

我が国が所有していた日百済本記の原本

は、~~後世に~~ ~~存続~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~い~~ ~~や~~ ~~う~~ ~~に~~ ~~抹~~ ~~殺~~ ~~さ~~ ~~れ~~ ~~た~~ ~~の~~ ~~だ~~ ~~ら~~ ~~う~~ ~~で~~ ~~す~~

＊日勅効はへ考え定めることであり、勅効

はへ習う・学ぶの意である。〔大字典〕

上田万年、講談社へ勅効へ参照

＊

(五三一)

■それでは、この継体紀二十五年（五三一）
条の記事は、一体、どう解釈したらよいのだ
ろうか。

●系すい分昔のことなので詳らかでなく、継
体天皇の崩御の年が二十五年（五三一）なの
か、二十八年（五三四）なのか分らない。
●とはいえ、百済本記の辛亥（五三一）条に
「日本（ヤマト）の天皇及び太子・皇子、俱
に崩薨りまゝぬといへり」と記載されてい
る。

●だから、継体天皇は辛亥（つまり継体二十
五年）に崩御されたのかも知れない。
といった書きぶりである。

■しかし、何故、外国の書物である百
済本記を引用したのだろうか、と疑問に思わ
れる。

■我国には、
「辛亥に、日本の天皇及び太子・皇子が、
俱に薨らう」といふ重大な事件について、全く何も
ない。

後代 3015^P 164^P

抹殺 伝聞 1553^P

3,016^P-3/2

いん 31用 前頁15行

ちい 知悉 元1427^P 大カワ164^P 極めて前頁末 宿 キハマル 宿 極

伝えられていなかっただ、とでもいうのだらう
か。
*まさか、そんな筈はあるまい。
■この悲惨なまりない出来事の真相を知悉し
ていた日本書紀の編纂者たちは、
まがままの真実の歴史を記述するわけにいかず、
さんざん熟考のうえ、
「百濟本記」の文章を借用しよう
と思いついたのであらう。
■すなわち、時の朝廷は、
へ日本書紀の執筆に当って、百濟本記に記
載されていゝ「我國の」とに關しての「四伝
聞」へ人づてに聞いた話（を）を引き寄せ、
とめ、
文書や伝承については、完全な抹殺を企図し
たの「~~四~~うう」
と解される。
■日本書紀の執筆者達の心の奥底の良心は、
しきりに、
へ「我國の真実の歴史を、後世に伝えよ」

17

改行

天の
改

改行

3017^P

④3023^P 未

たお
蛇足な
から、

⑤

と責めつけていた。だが、聖徳太子の理想を実現する為には、
 眞実の歴史を忠実に書き留めることが出
 来なかつたのではないだろうか。
 まことに歯切水が悪く、意図して『ボウ
 とした霞の彼方に日本の歴史を隠しているよ
 うに思われる。
 恐らく、日本書紀の編纂者にとつては
 これが後代に残せるギリギリの表現だったの
 であらう、と推察される。
 国のお蛇足ながら、後世に伝わる『史書』
 へ百濟本記の辛亥（五三）条に
 「子、俱に崩薨りまゝぬといへり」と
 と書きしるされてゐるにしても、厳密には、
 この日本天皇が継体天皇の父を指し
 ているのかどうか定かでない。
 というべきであらう。追つて詳述したい。
 天皇のことは、天皇と記されているだけであれば、
 天皇のことは、特定できないわけであり、
 天皇のことに注意する必要がある。

水主元
列挙 2345⁸
存入あげると
(据す)

(2)から

改行 宇台谷 332P
下 36P 10行へ
井上 23P 31P 5行へ

3.0/9P

ハハキ 元 2001
変革 変りあるたまること。
「つくり「するまち」」22

S62.2.24 田
→ 検討してたい

磐井が反乱を起した、と述べている。
継体天皇の崩年と、磐井の乱との間に、何
等かの関連性があるのかも知れない。
である。
■ 磐井の乱 磐井の乱の前後に格別な水と
いっただった変化は認められない。
■ 磐井の乱 鎮圧 以後にも、この地に華
麗な装飾古墳が造られ続けていったのだ
■ このことからみて、(母真図版 523・532・533 第 387 393 図参照)
大和国の朝廷が、磐井の乱以後、北九州
一帯に大きな変革をもたらした。
とは解し難い。
■ また、筑紫君磐井の乱についで、日本書紀
の記載中に、次のような記述があって、注目
される。
「天皇(継体天皇)は親ら斧鉞(大將の印
綬)を操り、大連(後述)に授けて、
より東は朕が制圧する。改は筑紫より西を
制せよ。思いのままに賞罰を行なう。一々

奏上する必要がある

要約すると、

へ 継体天皇は、長門(山口県)より東を制圧

するために自ら立ち、一方、筑紫の方

の戦局に ついては、大連に一任す小友

と
い
う
こ
と
に
な
る
。

① 西の大倭国(九州地方)の継体天皇は、長門

武烈天皇の東にある日辺日本国へ中国・近畿地方への

とうほうのゆた
一、
大連には
筑紫君磐井の軍の

成うことになうた。たのであうう。

② つまり、
継体天皇と大連とは
東西に分小

遠く離れ
戦うこと
になるから

継体天皇は
予め
大連に

と言われたいのであろう、

と推察される。

すなわち、
継体紀
に
述
べ
ら
れ
て
い
る
日
船井

の乱は、実は、東西二朝間の戦いの中の1つ

紀F546⁵²⁹
491
表
紀F490^表

紀F54¹

3,020^P-2/2

紀F48¹ 10

人の一端を示しているにすぎないので、なか
ろうか。と題にされる。(詳細については後
述を)

継体天皇の崩御の年について、いま少し述
べておくことにしよう。*以下第一表を参照いただきたい。
安閑紀には、奇妙にも、こう記され
ている。

①「継体二十五年(辛亥の年、五三一年)に
継体天皇は、大兄(安閑天皇)を立てて天皇
とされ、即日崩御された。」
②「(安閑)元年正月に、都を大倭国の勾金
橋に遷す。——是年、太歳甲寅(五三四)に
つまり
へ継体天皇は、辛亥年(五三一)に安閑天皇
に譲位され、その日に崩御された。——しか
し、安閑天皇の元年は甲寅年(五三四)であ
った。」
ということになり、安閑天皇即位の年と安閑
元年との間に二年間の謎の空位期間がある。

534 28
531 25
3.021 P-1/2 P 3 3
原天 3014 末 26 紀 F46

3018 末 39 紀 F546
た下 490 表

・継体天皇は崩御直前に皇位をお譲りになつた、というのだから、――継体崩御と安閑即位とは同じ年の出来事であり、ここに矛盾がある。――「日本書紀」(F)日本古典文学大系、岩波書店、五四六頁、補注一七一―二一参照)なお、古事記は、継体天皇の崩御を丁未年五二七年。磐井の乱勃発の年。のことし

ている。(既述)――
――そしてまた、日本書紀は、継体二十八年甲寅年(五三四)崩御という一説をも載せてい

る。(先述の継体紀二十五年条全文中の「或本に云はく云々」参照)

*

このように並べて眺めてみるだけでは、諸説入り乱れていて、どれが正しいのかさっぱり分らない。

そこで、先ずとりあえず、
――男大迹天皇(継体天皇)は、大兄(安

閑天皇を立てて西の朝廷(九州の朝廷)の
天皇と爲し、その日に自らの天子の位を葬り
去られた
と仮定してみよう(以下、第一表参照)
ようするに、継体天皇が、安閑天皇に譲位して
その日に退位されたことを、日本書紀の
編纂者達はあえて、
「男大迹天皇、立大兄爲天皇。即日、男大
迹天皇崩」(安閑即位前紀)
と書き表わしたの(であろう)、と解釈してみた
い。
■また、当然のことながら、継体天皇が、
①五二七年(継体記)
②五三一年(継体紀二十五年条へ百濟本記)
③五三四年(継体紀二十五年条の一説)
と、三度も崩御された筈はない。
●恐らく、東西二朝の天子同士の戦いとなる
事態を避ける爲、五二七年に、予め
継体天皇は、天皇の位を大兄(安閑天皇)に
譲て、天子でない身分となられたのであろう
●そしてその後、大倭国(九州)と、日加日本国

みだい 初版10行

3024P
25行

3016-1/2

3015P 4行へ

天つき
22行

「か」なから

3022P

114.8.9(日) 大野化成出版
H11.4.24(土)

(近畿)との戦端が開かれたのであろう、

と見えてみたり。

●~~つぎの~~継体天皇譲位の年が、~~記~~

に記さへいる五二七年(筑紫の磐井の乱勃

発の年)なのであろう、と~~思~~われる。

■さて、この章の冒頭において述べたように

百済本記(現存ない史書)には、

「太歳辛亥(五三一)に、日本(の)天皇及

び太子・皇子・俱に崩薨りまゐぬ。云々

と記されつゝいたという。

―かしなから、

へ継体天皇と太子(大兄以外の誰か不明

皇子が、五三一年に俱に死んだ

と解釈するには、あまりにも疑問が多すぎる。

●といて、百済本記の~~記事~~が全く

根も葉もないものであつたならば、日本書紀

の編纂者達は決して採用しなかつたであらう

から、~~百済本記~~に記載の通り

の事件が実際にあつたのたろう。

●もつとも、この史実(つまり、日本

の天皇及び太子・皇子が俱に死んだらという

事実を、~~取留め~~もない有耶無耶なものとする為

終焉 1041P

3017P 3.023P

3015P

3017P 19

3027P 19

思われる。

皇子が俱に死を賜わったのであろう。
なお、天皇と記しただけでは、どの天皇の
紀も読するに当てもないわけであり、記
すに必要があるように

日本書紀の執筆者は、大いに
なほ日本書紀は、辛亥の歳（五三一）に薨
いたという日本天皇が、あたかも継体
天皇であるかのように装ってゐるが、
しかしこの日本天皇とは、継体天皇
（近畿地方）を統治しておられた武烈天皇のこと
なのであろうか。
たぶん五三一年に、武烈天皇及び太子・

ものと思われる。
の、あつた
ことであらう

⑦ 178^p 七毛

大伴大時 ③ 3076^P 紀下42^P 587^P 継体25年の2年前の
 継体23年

④ 3223^P ⑦ ⑧
 44.8.10^P ⑤
 紀下547^P 562.228^世 3,025^P
 540年⁶⁷ 元年⁶⁶

余談ながら、大臣巨勢男人のことについて
 触れておこう。
 継体紀末年の二年前にあたる継体紀二十三
 年九月条に「巨勢男人大臣が薨いた」と記
 されているというのに、何と、続紀には
 継体天皇の次の天皇とされる安閑天皇の
 御世にも巨勢男人が大臣であつたと見えてい
 る。〔続紀 孝謙天皇の天平勝宝三年二月条参照〕
 普通に解釈すれば、決してあり得ないこと
 極まりないが、しかし第一表のような皇統譜を考
 えるとき、
 安閑天皇の御世に大臣であつた巨勢男
 人、継体(神武)朝に薨じることとあり得る
 ということは充分あり得る。こととあり得る
 議さがなくなるわけである。
 *とはいえ、継体二十三年に巨勢男人大臣が
 薨じ、その名と年とも襲名した長男が、安閑
 天皇の御世に大臣職にあつた、とも考えられ
 ようか。
 日本書紀は、欽明天皇について、即位五三
 九年、元五年五四〇年、治世三十二年

あ3023 2件 相違ない 高貴 7/25 5件 紀下18 11/137 562.3.16 3,027 P 2953 こと 300 3028 中野天皇 8件

違いない 3019 1件

■ そーて又、この五三一年（辛亥年）は、先
 述の ~~た~~ あ、の奇怪な事件があつた年でもある
 ■ どのよう な理由があつたのかは詳らかでな
 いが、継体天皇は、大倭国および日
 本國の安泰 ~~を~~ 思うとき ~~へ~~ いうあつても、武
 烈天皇および太子・皇子 ~~の~~ 存在を許せ
 ず、とが出来なかつたのであろう。（追つて
 思うところを述べたい）
 ■ こうして五三一年、日本（近畿地方）の
 天皇及び太子・皇子が俱に最期を遂げ、
 仁徳天皇の血筋を引く嫡流の皇統が断
 絶したものと思ひ小る。
 * 百濟本記は、この歴史的事実を書き留めた
 のではなからうか。（継体紀二十五年条参照）
 ■ 第一期二朝時代は、どちらかといへば、
 日向東の天皇（仁徳天皇系の清寧・飯豊・
 顕宗・仁賢・武烈天皇）の方が、
 西の天皇（応神天皇の五世の孫の継体天皇）よりも、
 皇位継承上、尊貴な血筋である。
 と考えられていたのだらう。
 ■ 一、次の第二期二朝時代は、どちらか

当該

紀小290°左上へ

3,028⁷

030⁶米

前頁18行 尊貴

といえは、

へ西の天皇

（欽明・敏達・用明・崇峻）

天皇の方か、日東の天皇

（綏靖・安寧・

懿徳・孝昭・孝安・孝靈・孝元天皇）よりも

高貴である✓

と考えられていたように想察される。第一表参照

新やまと物語では、この筋書きに沿って、述べ

てゆきたい。

米

さて、次のような見解がある。

「武烈天皇以後、日古事記では説話的な

記事がまったく見られなくなる。

そして日本書紀において、それまで

見られた文学性豊かな昔物語・歌物語がすつ

かり影をひそめ、政治・外交上の事件の記録

としての性格がより強まっていく。

ことに、日本書紀の当該部分でも、と

も重きを占めるのは、朝鮮半島の状況に関する

かんろ 494P 22から 事柄 2814P
外 290P 関心 へにかかると

3,029P

相違おとろ 3024P

千持 290P (489~491の表)
290P 5~6行

る記述である。
継体天皇の御世の百済への任那四具割譲
から、欽明天皇の御世の百済への任那四具割譲
本府蔵にへいたるまでの経緯が克明に述べ
られており、とりわけ継体紀・欽明紀ではこ
れらの記事が全体の大半を占めていゝ
という。〔日本書紀〕責任編集・井上光貞
中央公論社、二九〇頁参照
■察するところ、継体天皇・欽明天皇の時代のこ
ととして伝えられてきた説話的な記事や、文
学性豊かな昔物語・歌物語などは、すでに神
武天皇（Ⅱ後期継体天皇）・崇神天皇（神武
天皇・継体天皇に相当する天皇）・垂仁天皇
（欽明天皇に相当する天皇）の時代の記事と
して記載されてしまったあとなのだから――
継体天皇・欽明天皇の御代の出来事として記す
べきことの大半は、自然のこの当時の最
大の関心事であつた朝鮮半島の状況につい
ての内容に絞らねばならぬことになつたのであ
う、と想到される。

H30(2018)8.5(日)~8.6(4回) 令和元(2019)8.5(月)~8.6(3回)

→ S62.3.2(月)⑤
H 8.6.22(土)⑤
⑤ 3028P 717

F86
2/5

3.030P

おとうさん
おばあさん
おじいさん
おばあさん

紀下119Pに
560年と
562年の一ページ
紀下119P

紀下119P 562年 560年
562年の一ページ
紀下119P 562年 560年
紀下119P 562年 560年

*

朝鮮半島南端の地、日狗邪韓国、
その基加開かれた由緒ある日財の国であつたが、
五六〇年、あるいは五六二年頃、欽明紀二十三年条参照、
てしまつた。絶対的に奪取してはならない苦のその任那を
や子孫に對する面目なさが、記・紀に連綿と
書き綴られていゝのであろう。せめて、良く努めたそ
の努力を分かつてほしい。そして、任那を手ば
なさざるを得なかつた事情を理解してほしい
そう願つて、書きしるされたのではないだ
ろうか。
*
それでは、第一表に示す日第一期二朝時代の
のそもそもの発端に立ち戻つて、よりくわ
しく見てみることにしよう。

ちうせん